

## 第 21 回浜田市農業委員会総会会議議事録

令和元年 10 月 23 日 午前 9 時 30 分

浜田市役所 4 階 講堂 A B C

### 1. 出席委員

1 番 原田 義一	2 番 岡本 嗣喜	3 番 宮崎 龍生	4 番 徳田マスエ
5 番 川本 聖光	6 番 松山 純久	9 番 林 秀司	10 番 三浦 博文
11 番 渡辺 弘之	12 番 渡邊 弘登	16 番 大谷 数義	17 番 佐々岡 常喜
8 番 佐々木京子	19 番 玉田 一		
1 推 前田 正典	3 推 橋本 安延	5 推 小川 明人	6 推 神田 進
7 推 小松原常雄	8 推 河野 恒弘	8 推 近重 邦昭	10 推 野上 省三
11 推 岡田 勝	12 推 大崎 健太	13 推 小谷 保雄	14 推 岡本 定文
16 推 奥迫 忠幸	17 推 原田 和義	18 推 永見 繁廣	19 推 齋藤 久行

### 2. 欠席委員

8 番 三明多佳志	13 番 岡本 健治
14 番 青葉 真	15 番 柿元 信次
2 推 田村 邦麿	4 推 三浦 寿紀

3. 事務局出席職員 久佐事務局長、木原農地係長、佐々木主任主事  
農林振興課 山本係長  
しまね農業振興公社 植本農地集積相談員

<p>会 長</p>	<p>おはようございます。ただいまから第 21 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席は、 8 番 三明委員、13 番 岡本健治委員、14 番 青葉委員、15 番 柿元委員、2 推 田村委員、4 推 三浦委員 以上 6 名の委員から欠席の届出が出ております。</p> <p>また早退は、9 番 林委員 以上 1 名の委員から早退の届出が出ております。</p> <p>本日の議事録署名者は、2 番 岡本嗣喜委員 19 番 玉田委員 です。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>だいぶ涼しくなりまして、先月も報告させていただきましたが、米の集荷実績の資料を持ってまいりました。1 等米比率にバラツキがございまして、全体で 65%という内容で、ちなみに地区別ですと、浜田が 44.8%、三隅が 44.6%、金城が 84.5%、弥栄が 67.4%、旭が 75.7%ということでございました。先月も報告しましたが、非常に好天に恵まれすぎまして、乳白等々が出ておって等級を下げておる状況のようです。同時に 1 等米比率も去年と比較して 10%下げているといったようなことを聞いております。全体的に量も少ないし質もあまり良くないということでございます。約 80%の収穫が終わっておりますので、残り 20%になりますので、非常に少ないことも聞いていますので報告します。</p> <p>また、来月の 2 日から 10 日にかけて、各地区の農業まつりが開催されます。農業委員会といたしましても、農地相談会等を開催する予定でございますので、ご協力をお願いします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議第 1 号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求めます。</p> <p>それでは事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の策定について審議のうえ、農業委員会の議決をいただきたいと思っております。</p> <p>それでは座って説明させていただきます。お手元に農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、36 件、115 筆、130,931 ㎡となっております。申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。</p> <p>公告日は 10 月 25 日を予定しており、利用権設定については開始日を令和元年 11 月 1 日以降としております。農用地利用集積計画（案）</p>

	<p>については以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。どなたか、ございませんか。ございませんか。</p> <p>無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～全委員 挙手～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。</p> <p>続きまして、議第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。</p> <p>農地法第4条申請は、農地の所有者など権利を有する者みずからが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。</p> <p>1号について説明します。資料3ページ4ページ、図面番号①、現況写真は、1ページ上段をご覧ください。申請地は、三隅町古市場の田です。場所は、三保公民館から約1,100m南の門殿です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内用途指定なしの区域で、農地区分は第2種農地に該当します。この案件は、5ページの始末書がありますが、昭和62年頃転用する予定で農用地区域の除外申請は終わっていたものの、転用の手続が終わっていないところで、造成・倉庫の建設をしたものでございます。今回改めて、申請書の提出があったところでございます。</p> <p>2号について説明します。資料3ページ6ページ、図面番号②、現況写真は、1ページ中段をご覧ください。申請地は、三隅町向野田の畑です。場所は、三隅公民館から約150m東の向野田2区です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内第1種住居地域で、農地区分は第2種農地に該当します。この申請も7ページの顛末書の提出がありましたが、近くにありますが自宅に駐車場がなくこの箇所にコンクリートをして、この度、地目を変更するための申請でございます。</p> <p>農地法第4条申請については、2件です。</p>

会 長	<p>ただ今、事務局から第 4 条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号について、11番渡辺弘之委員もしくは岡田委員お願いします。</p>
11番（渡辺委員）	<p>先日、現地を確認しました。始末書もついでありますが、理由がわかりにくく、なぜ、当時了解してもらえなかったか不明ですが、よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>2号について、19番玉田委員もしくは齋藤委員お願いします。</p>
19番（玉田委員）	<p>先般、事務局と現地に行きました。これも顛末書が付いていますが、この文書のとおりですので、よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>以上で、第4条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。</p>
会 長	<p>では採決に入ります。</p> <p>第4条申請についてご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第4条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p>
会 長	<p>続きまして、議第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、農地法第5条申請についてご説明いたします。</p> <p>農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。</p> <p>1号について説明します。資料8ページ9ページ、図面番号③、現況写真は、1ページ下段をご覧ください。申請地は、殿町の畑です。場所は、浜田市役所から約200m北西の殿町8町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内第2種住居地域で、農地区分は第3種</p>

	<p>農地に該当します。10 ページに顛末書がありますが、平成 2 年ごろから一部にバラスを敷かれ、駐車場として利用されておりましたが、今回アパートの建築の予定があるという案件で、周囲に農地はない状況です。</p> <p>2 号について説明します。資料 8 ページ 11 ページ、図面番号④、現況写真は、2 ページ上段をご覧ください。申請地は、三階町の畑です。場所は、石見公民館細谷分館から約 250m 西の三階町 3 町内です。申請地は、今回農用地区除外した場所で、都市計画区域外で、第 2 種農地に該当します。この度実家の市道を挟んだ近くの畑に個人住宅の建築ということで、申請があったところです。周辺は農地ですが、市道側溝への排水計画がある状況です。</p> <p>3 号について説明します。資料 8 ページ 12 ページ、図面番号⑤、現況写真は、2 ページ中段をご覧ください。申請地は、三隅町岡見の畑です。場所は、岡見公民館から約 100m 西の中山西です。</p> <p>申請地は、農用地区域外、都市計画区域内用途指定なしの区域で、第 3 種農地に該当します。転用目的は、駐車場利用で、隣接の住宅を購入するにあたり、駐車場がないため、今回、転用計画に至ったものでございます。</p> <p>農地法第 5 条申請については、3 件です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ただ今、第 5 条申請等についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1 号 2 号について、6 番松山委員もしくは神田委員お願いします。</p>
<p>6 番（松山委員）</p>	<p>先日、事務局と神田推進委員とで現場確認に行きました。1 号は、一部にバラスが敷いてありましたが、問題はないと思います。2 号につきまして、何の問題もないと思いますのでよろしくお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>3 号について、11 番渡辺弘之委員もしくは岡田委員お願いします。</p>
<p>11 番（渡辺委員）</p>	<p>先日現地を確認しました。先ほど説明がありましたとおりでございますので、よろしくお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>以上で、第 5 条申請等について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。</p> <p>ないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>第 5 条申請等についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>

委 員	～挙手 多数～
会 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第 5 条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p> <p>続きまして、議第4号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和 26 年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね 20 年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。</p> <p>1号は、資料は 13 ページ 14 ページ、図面番号⑥、現況写真は、2 ページ下段をご覧ください。申請地は、三隅町古市場の畑です。場所は、三保公民館から約 750m 南西の下古市です。当該申請は、自宅の隣接である土地に、昭和 58 年に親族が車を購入され、その進入路・駐車場になったという案件で、駐車場としたために耕作できなくなったといもので、周辺には農地がない状況です。</p> <p>転用統制外証明願は、1 件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号について、11 番渡辺弘之委員もしくは岡田委員お願いします。</p>
11 番（岡田委員）	<p>先般現地を確認しました。写真を見ていただいてもわかるように、周囲には建物があり、事務局の説明のとおりなのでよろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>以上で、転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>では採決に入ります。転用統制外証明願につきまして、ご承認される農業委員の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	～挙手 多数～

会 長	<p>ありがとうございました。以上で転用統制外証明願については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p> <p>続きまして、協議、報告事項について事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは認定電気通信事業者等が行う農地転用届について報告いたします。</p> <p>1号は、資料 15 ページ 16 ページ、図面番号⑦、現況写真は、3 ページ上段をご覧ください。届出地は、金城町波佐の田です。場所は、波佐公民館から約 4,100m 南西の若生になります。この届出は、令和 2 年 1 月 8 日から 2 月末を工事期間として、携帯電話の基地局を設置する計画です。なお、計画されている箇所は今年も一部耕作をしておられましたが、地権者も同意をされ田の一部に基地局を建てる計画となっており、今後の耕作を考えて、通常的基础形状は四角形ですが、今回は三角形となっています。</p> <p>2号は、資料 15 ページ 17 ページ、図面番号⑧、現況写真は、3 ページ中段をご覧ください。届出地は、旭町来尾の田です。場所は、都川公民館から約 3,200m 南東の中来尾になります。この届出は、令和元年 12 月 5 日から令和 2 年 1 月末を工事期間として、携帯電話の基地局を設置する計画です。</p> <p>3号は、資料 15 ページ 18 ページ、図面番号⑨、現況写真は、3 ページ下段をご覧ください。届出地は、三隅町黒沢の田です。場所は、黒沢公民館から約 4,800m 東の黒沢 1 区になります。この届出は、令和元年 12 月 5 日から令和 2 年 1 月末を工事期間として、携帯電話の基地局を設置する計画です。</p> <p>以上、報告します。</p>
会 長	<p>その他何かありませんか。</p> <p>以上を持ちまして、第 21 回総会を終了します。</p>

終了 午前 10 時 25 分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員